# 静脈物流システムの構築をとりまく取組

## 循環型社会の形成の推進のための法体系

環境基本法　5.11 制定　6.8 完全施行

環境基本計画

循環 ＜ 自然環境 / 社会の物質循環

H12.6 制定　H13.1 完全施行

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）　環境省

（社会の物質循環の確保　天然資源の消費の抑制　環境負荷の低減）

○基本原則、○国、地方公共団体、事業者、国民の責務、○国の施策

循環型社会形成推進基本計画　：国の他の計画の基本

＜廃棄物の適正処理＞　＜リサイクルの推進＞

（一般的な仕組みの確立）

H12.6 改正　H13.4 完全施行

廃棄物処理法

①廃棄物の適正処理
②廃棄物処理施設の設置規制
③廃棄物処理業者に対する規制
④廃棄物処理基準の設定　等

環境省　拡充強化

（不適正処理対策　公共関与による施設整備等）

H12.6 改正　H13.4 完全施行

資源有効利用促進法

①再生資源のリサイクル
②リサイクル容易な構造・材質等の工夫
③分別回収のための表示
④副産物の有効利用の促進

経済産業省等　拡充整備（1R→3R）

（個別物品の特性に応じた規制）

| 容器包装リサイクル法 | 家電リサイクル法 | 建設リサイクル法 | 食品リサイクル法 |
|---|---|---|---|
| H7.6 制定　H9.4 一部施行　H12.4 完全施行 | H10.6 制定　H13.4 完全施行 | H12.5 制定　H14.春 完全施行 | H12.6 制定　H13.5 完全施行 |
| ・容器包装の市町村による収集<br>・容器包装の製造・利用業者による再資源化 | ・廃家電を小売店が消費者より引取<br>・製造業者等による再商品化 | 工事の受注者が<br>・建築物の分別解体<br>・建設廃材等の再資源化 | 食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物の再資源化 |
| 環境省、経済産業省 | 経済産業省、環境省 | 国土交通省、環境省 | 農林水産省、環境省 |

グリーン購入法〔・国等が率先して再生品などの調達を推進〕　政府全体　H12.5 制定　H13.4 完全施行

自動車リサイクル法（国会審議中）

## 港湾を核とした静脈物流システムの構築

### 都市再生プロジェクト（第一次決定　平成13年6月14日　政府都市再生本部）

「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」を掲げ、その中で水運等を活用した静脈物流システムの構築が位置付けられた。

### 新総合物流施策大綱（平成13年7月6日　閣議決定）

「循環型社会実現のための静脈物流システムの構築」が位置付けられた。

### 21世紀『環の国』づくり会議（構成：全閣僚・民間議員10名）

「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から「持続可能な簡素で質を重視する」社会への転換を図り、地球と共生する『環の国』日本を実現するための基本的あり方や必要な施策の検討が進められている。

### エコタウン事業（経済産業省・環境省）

地域におけるゼロエミッション構想を基軸とした２１世紀に向けた新たな環境まちづくり計画をソフト面、ハード面で支援する。（平成9年度創設）
（平成13年5月現在で14地域を承認）

参考－3